

平成26年11月17日

各都道府県臨床心理士会 御中

奈良県臨床心理士会役員会
資格検討グループ

ご報告とご提案

公認心理師法案の国会審議の現状と見通しを踏まえて

皆様が関心を寄せてこられた公認心理師法案につきまして、今国会で「審議されない」ことが決定しました。このまま「廃案」になるか「吊るし」の状態になることが予想されるということです。念のため、推進派の責任者の声明をご参照下さい。

平成26年11月14日

臨床心理職国家資格推進連絡協議会 会長 鶴 光代
医療心理師国家資格制度推進協議会 会長 織田正美
日本心理学諸学会連合 理事長 上野一彦

公認心理師法案関連について

公認心理師法案の扱いにつきましては皆様の注目されておられるところと思いますが、国会解散の動きが出てきた状況ですので、現状での情報として以下をご連絡申し上げます。なお、国会解散も確定ではありませんので、あくまで現状に関する観点のみのご連絡となります。どうぞよろしくご高配ください。

記

- ①11月14日現在、法案はまだ「廃案」にはなっておらず、「廃案になる可能性がきわめて高い」という状況にある。
- ②ここ数日の動向をまとめると、(11月14日に予定されていた)文部科学委員会で審議される直前(11月13日)に国会解散が行われるであろうという状況が生じたために、限定された重要法案以外は審議入りできなくなり、このまま解散が実現すれば廃案が確定する。
- ③11月12日の時点では、衆議院文部科学委員会理事の民主党議員が1時間の確認質疑を行い、それを議事録に残し、原案のまま通すということで、各党の了解が得られていたことから、審議入りすれば衆議院は通る状況にあった。つまり今回は解散がなければ法案は衆議院を通るはずであったが、解散という<不可抗力>の事態が生じたために、残念ながら、通らない可能性が出てきた。

④ 廃案ということの意味は、法案の内容が全て無になり、再度提出するためには新たな法案を作らねばならないと言う意味ではなく、本法案の再提出が可能である。過去にそのような経緯をたどって成立した法案は複数ある。

⑤ 解散の場合、衆議院議員選挙で議連の主な議員が当選するように協力する必要がある。

以上

これが推進団体からの11月14日付けのメッセージです。

加えて、心理学諸学会連合理事長のページ (<http://www.u-kaz.com/>) もご参照くださいましたら、現状の理解に有用と存じます。

いわゆる公認心理師法案成立に向けて種々、疑問を抱いておられた先生方におかれましては一つの段階を迎えたものをご理解いただけるものと存じます。

我々、奈良県臨床心理士会役員有志は、公認心理師法案の現在の形・内容での成立についてかねてから疑問、反対等をお伝えして参りました立場から、只今の事態を冷静に受け止め、改めて、今後、国民の心の支援のために真に役立つ資格法制化の動きを提案して参りたいと考えております。以下、提案の形で見解をお伝えさせていただきます。

<提案>

奈良県臨床心理士会役員有志は公認心理師法案が実質上廃案になっていこうとしている段階にあつて、新たに認定臨床心理士を核とする国民の心の支援に役立つ臨床心理士の国家資格化のために「2資格2法案」を提案して参ります。これまでの要望や意見の中でもふれて参りましたが、医療関係の現場に適用される心理士資格と一般的に活躍する臨床心理士資格の2本立ての法制化を推し進めていくべきと考えております。

この「2資格2法案」の組み立てのためには日本臨床心理士資格認定協会、日本臨床心理士養成大学院協議会が中心的に役割を担って、日本臨床心理士会、各都道府県臨床心理士会も加わって法案化の作業を行っていくべきと考え、このことの実行を強く要請いたします。

前二つの組織は我々、臨床心理士を世に生み出してきた責任があると同時に、国民に対する心の支援のビジョンを提示していく責務を負っていると存じます。この点から両組織の積極的活動を強く求めるものです。

以上

遅れましたが、先生方、各位のますますのご活躍を衷心よりお祈り申し上げます。

敬具